

# 富士見町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
6	14,107	11,103,058	660,524	1,639,442	14.8	16.7

令和6年度決算

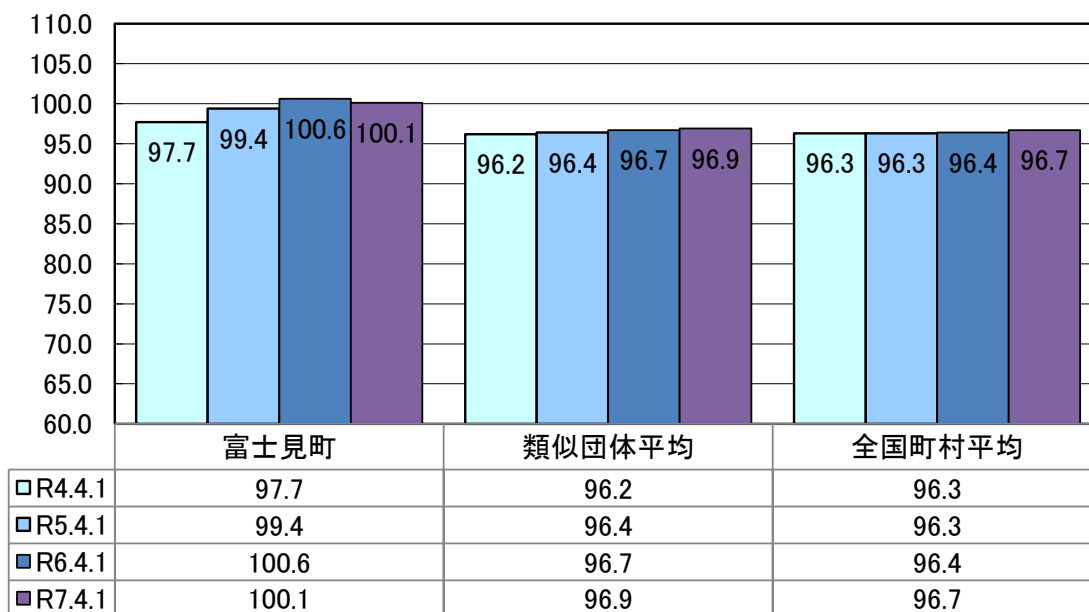
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6	163	546,237	79,025	222,531	847,793	5,201	5,751

令和6年度決算

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 （補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日ラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

国家公務員では高校卒業の職員が課長職以上になることは少ないが、富士見町では職務遂行能力に応じて高卒職員複数名を課長へ昇格したことにより、高卒職員において、国家公務員と比較し平均給料月額が高くなっている。今後、高卒課長級職員の定年退職により、段階的に下がっていくことが見込まれる。

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

##### ② その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士見町	40.2 歳	320,452 円	364,155 円	348,200 円
長野県	44.8 歳	336,600 円	405,603 円	369,759 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.4 歳	317,237 円	371,323 円	342,933 円

令和7年給与実態調査

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		富士見町	長野県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	230,500 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	198,700 円	188,000 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	296,100 円	385,200 円	392,400 円	418,900 円
	高校卒	0 円	307,200 円	0 円	389,700 円

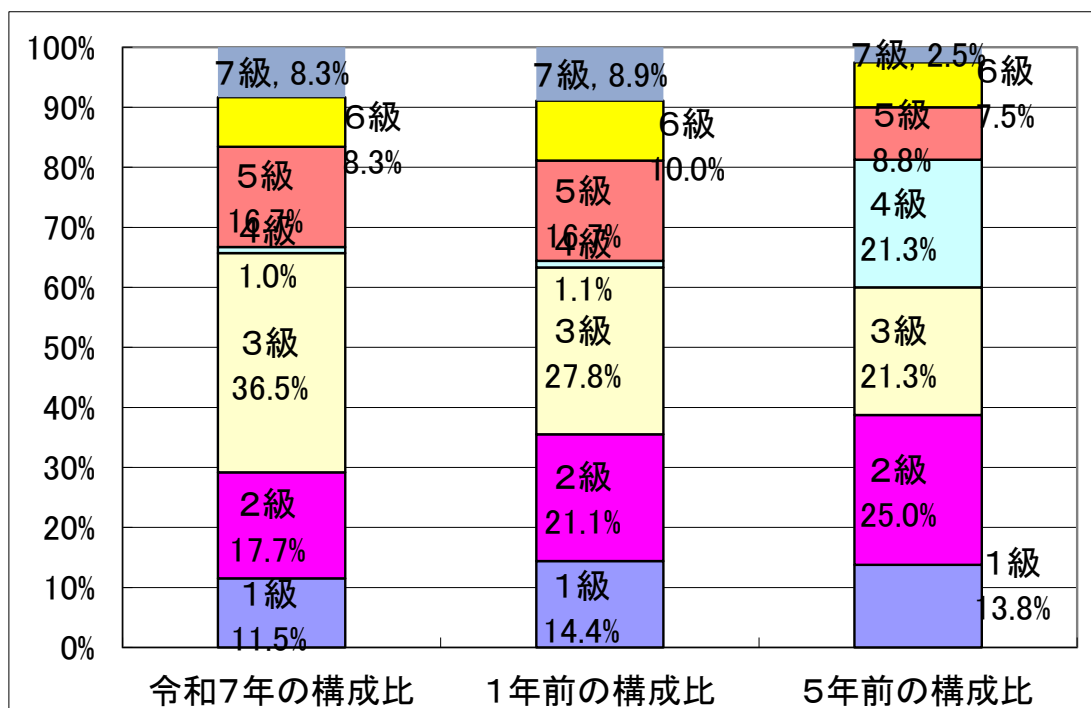
令和7年給与実態調査

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

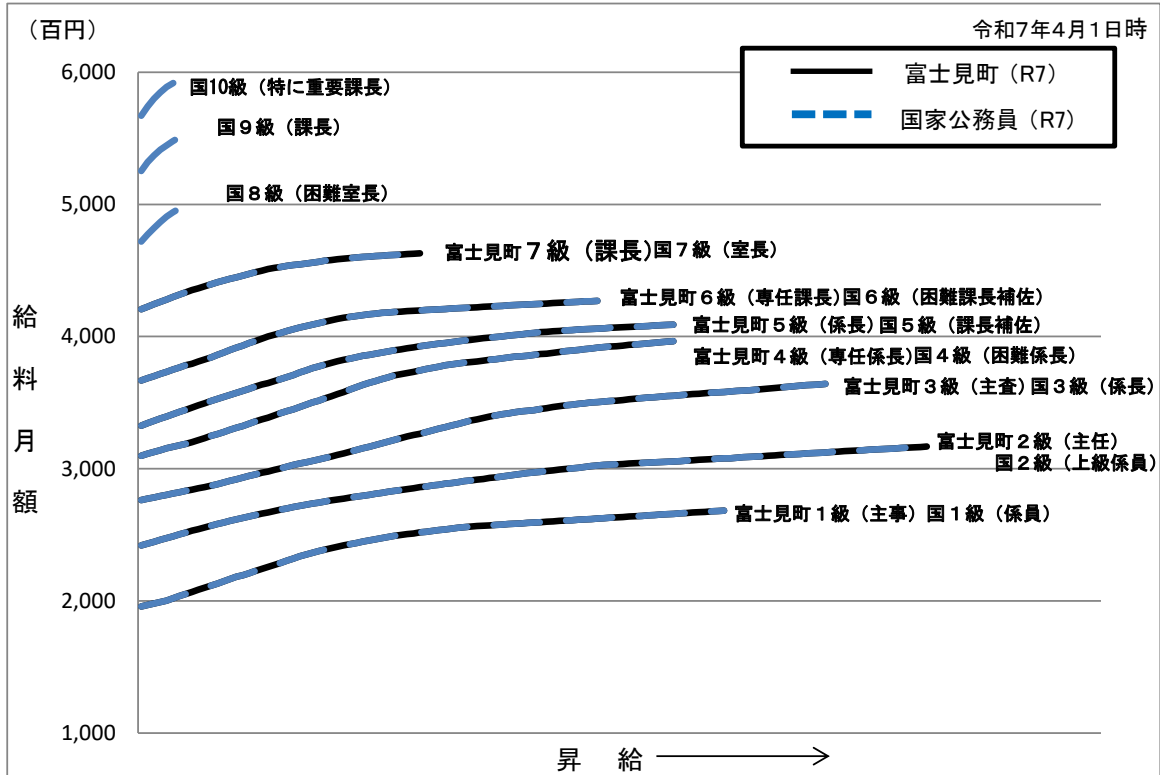
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在) 令和7年給与実態調査

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	雇員・主事の職務	11 人	11.5 %	195,800 円	268,300 円
2 級	主任の職務	17 人	17.7 %	242,000 円	316,800 円
3 級	主査の職務	35 人	36.5 %	276,300 円	364,200 円
4 級	専任係長の職務	1 人	1.0 %	309,800 円	396,500 円
5 級	係長の職務	16 人	16.7 %	332,600 円	409,000 円
6 級	専任課長の職務	8 人	8.3 %	366,800 円	427,000 円
7 級	課長の職務	8 人	8.3 %	420,700 円	463,000 円

(注) 1 富士見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

富士見町	長野県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,527 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,796 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方を上回っている場合、その理由)	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 なし (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への人事考課活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

条例に定められた支給限度額内で、都度成績率による支給割合を決定しています。

##### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

富士見町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
調整率 83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) (退職時特別昇給 なし) (退職時特別昇給を設けている理由)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 997 千円 23,893 千円	—

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職をした場合を含む。

##### (3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

富士見町は支給対象外地域です。

## (4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)			(支給なし)	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)			—	%
手当の種類(手当数)			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	作業をした職員	伝染病防疫処理作業	— 千円	1日500円以内
行路死病人取扱作業手当	作業をした職員	行路死人の処理作業	— 千円	1回3,000円以内
〃	〃	行路病人の処置作業	— 千円	1回1,000円以内
特勤勤務手当	町長が定めた勤務地に勤務する職員		— 千円	月額9,000円以内

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	24,817 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	243 千円
支給実績(5年度決算)	25,573 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	277 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	9,933 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	64,921 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
4級地	世帯主である職員(扶養親族有)	19,800 円
	世帯主である職員(扶養親族無)	11,400 円
	その他の職員	8,200 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

## (7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給、支給額は別記	同じ		千円 16,595	円 227,328
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給、支給額は別記	同じ		千円 7,750	円 227,941
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用しその運賃を負担することを常例とする職員、自動車等を利用することを常例とする職員で片道の距離が2.0km以上のもの、支給額は別記	異なる	交通用具使用者の距離区分が異なる。交通機関利用者の加算あり	千円 5,247	円 51,441
宿日直手当	正規の時間外又は休日に宿日直を命じられた職員に支給、支給額は別記	同じ		千円 511	円 4,400
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に支給、支給額は別記	異なる	支給区分・金額が異なる	千円 11,022	円 524,857

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	707,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 650,000 円
	副町長	( 592,000 円 )	676,000 円 / 532,000 円
報 酬	議 長	( 288,000 円 )	412,000 円 / 247,000 円
	副議長	( 224,000 円 )	330,000 円 / 193,000 円
	議 員	( 201,000 円 )	310,000 円 / 175,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長	(6年度支給割合) 3.45 月分	
	議 長 副議長 議 員	(6年度支給割合) 3.45 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副町長	[給料月額]×[在任月数]×42.5/100 14,423千円	任期ごと
	備 考	[給料月額]×[在任月数]×25.4/100 7,218千円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

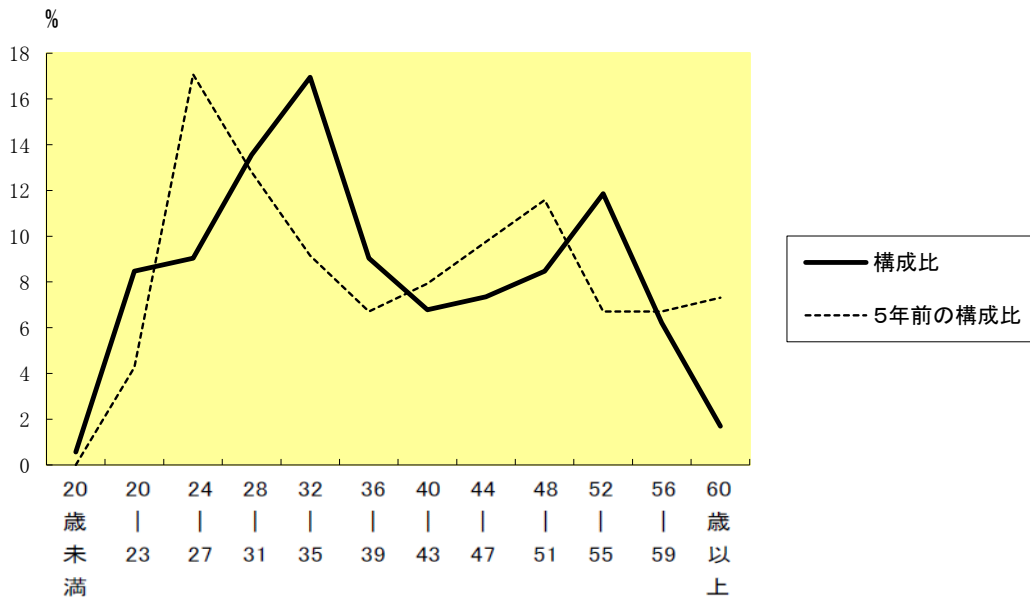
### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	人員見直しによる増 人員見直しによる減 人員見直しによる増 人員見直しによる減 人員見直しによる増 人員見直しによる増
		総務	27	29	2	
		税務	13	11	△ 2	
		労働	0	0	0	
		農林水産	13	14	1	
		商工	9	7	△ 2	
		土木	8	9	1	
		民生	57	57	0	
		衛生	11	12	1	
		計	139	140	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.42 人)
	教育部門	22	23	1		
	消防部門					
	小計	161	163	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.20 人)	
公営企業計等部門	水道事業	5	5	0		
	下水道事業	5	5	0		
	国保	4	4	0		
	小計	14	14	0		
合計		175	177	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.47 人	
		[ 195 ]	[ 195 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳) 23歳)	24歳) 27歳)	28歳) 31歳)	32歳) 35歳)	36歳) 39歳)	40歳) 43歳)	44歳) 47歳)	48歳) 51歳)	52歳) 55歳)	56歳) 59歳)	60歳以上)	計
職員数	1人	15人	16人	24人	30人	16人	12人	13人	15人	21人	11人	3人	177人

令和2年・令和7年給与実態調査

### (3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	128	129	132	136	139	140	7 5.42%
教育	22	23	21	21	22	23	1 5.50%
消防							
普通会計計	150	152	153	157	161	163	
公営企業等会計計	14	14	14	14	14	14	
総合計	164	166	167	171	175	177	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	520,450	84,290	29,876	5.7	5.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。(富士見町該当なし)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	4	18,745	1,926	6,912	27,583	6,896	6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。  
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まない。

イ 特記事項

特になし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見町	49.8 歳	348,425 円	533,599 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(令和7年4月1日現在)

富士見町	団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(6年度) 1,596 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,593 千円

(注) 支給割合・加算措置等は一般会計と同じ

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

水道事業の個別集計なし

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	(支給なし)	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	—	%
手当の種類(手当数)	一般会計と同じ	

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	395 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	99 千円
支給実績(5年度決算)	326 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	82 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

一般会計と同じ

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
6年度	855,417	397,649	29,976	3.5	3.2

区分	職員数 A 人	給 与 費 計 B 千円				(参考)一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)全国平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	千円
6年度	5	20,482	1,147	8,347	29,976	5,995	6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見町	37.7 歳	330,183 円	501,031 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当(令和7年4月1日現在)

富士見町	団体平均(下水道事業)
1人当たり平均支給額(6年度) 1,462 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,562 千円

(注) 支給割合・加算措置等は一般会計と同じ

#### イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

下水道事業の個別集計なし

#### ウ 地域手当

支給なし

#### エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	(支給なし)	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	—	%
手当の種類(手当数)	一般会計と同じ	

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	344 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	69 千円
支給実績(5年度決算)	557 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	111 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

一般会計と同じ